

県本部各部長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本免第92号
令和6年1月31日
宮城県警察本部長

運転免許関係事務取扱要領の制定について（通達）

運転免許関係事務について、運転免許関係事務取扱要領を別添のとおり制定し、令和6年2月1日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

運転免許関係事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）並びに行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、運転免許（以下「免許」という。）に関する事務（運転免許試験に係る事務を除く。以下「免許事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において使用する用語は、法第6章において使用する用語の例による。

第3 免許事務の取扱い

宮城県運転免許センター（以下「県免許センター」という。）、宮城県警察石巻運転免許センター（以下「石巻免許センター」という。）、宮城県警察古川運転免許センター（以下「古川免許センター」という。）、宮城県警察仙南運転免許センター（以下「仙南免許センター」という。）及び気仙沼警察署（以下「免許センター等」と総称する。）並びに気仙沼警察署以外の警察署（以下「各警察署」という。）における免許事務の受付日及び受付時間は、それぞれ次のとおりとする。

1 免許センター等

運転免許証関係受付等一覧表（別表第1）のとおりとする。

2 各警察署

月曜日から金曜日までの日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

第4 免許センターごとの管轄警察署

県規則第29条第1項に規定する免許事務を取り扱う警察署を管轄する免許センター（県免許センター、石巻免許センター、古川免許センター及び仙南免許センターをいう。）は、次のとおりとする。

1 県免許センター

仙台中央警察署、仙台南警察署、仙台北警察署、仙台東警察署、泉警察署、若林警察署、塩釜警察署、大和警察署、気仙沼警察署及び南三陸警察署

2 石巻免許センター

石巻警察署、佐沼警察署、登米警察署及び河北警察署

3 古川免許センター

古川警察署、遠田警察署、若柳警察署、築館警察署、鳴子警察署及び加美警察署

4 仙南免許センター

岩沼警察署、大河原警察署、白石警察署、角田警察署及び亘理警察署

第5 免許事務の処理要領

免許センター等における免許事務並びに各警察署における運転免許証（以下「免許証」という。）の記載事項変更届の受理、免許証の返納の受理並びに暗証番号照会・閉塞解除依頼の受理及び回答については、原則として全て即日処理するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

なお、免許事務のうち気仙沼警察署を除く県規則第29条第1項の表の警察署（以下「更新事務取扱警察署」という。）で取り扱う免許証の更新及び再交付については、当該警察署から関係書類の送付を受けて県免許センターにおいて処理する。

1 免許証の更新

(1) 申請の受理

ア 免許センター等で免許証の更新の申請（以下「更新申請」という。）を受理する場合は、免許証、運転免許証更新申請書（別記様式第1号の1）及び質問票（別記様式第1号の2）を提出させ、その記載内容を照合し、記載漏れ、誤り等を確認すること。この場合において、質問票に誤記等で訂正があるときは、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等については是正を求めた場合で、免許証の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手続を打ち切ること。

イ 免許の停止処分期間中における更新申請又は更新事務取扱警察署で更新申請を受理する場合は、運転免許証更新申請書及び質問票を提出させ、その記載内容を照合し、記載漏れ、誤り等を確認すること。この場合において、質問票に誤記等で訂正があるときは、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等については是正を求めた場合で、免許証の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手続を打ち切ること。

ウ 免許証の更新を受けようとする者が既に免許証の更新に必要な講習（以下「更新時講習」という。）を受講している場合は、特定任意講習終了証明書、高齢者講習終了証明書又は特定任意高齢者講習終了証明書の提出を求めること。

(2) 持参した申請用写真による申請の受理

免許証の更新を受けようとする者が持参する申請用写真で免許証の作成を希望する場合は、県免許センターで事前に当該申請用写真を審査し、申請用写真として使用可能と判断した上で、運転免許証更新申請書及び質問票の提出を受けて受理すること。この場合において、質問票に誤記等で訂正があるときは、

誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等については是正を求めた場合で、免許証の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手続を打ち切ること。

(3) 適性検査の実施

ア 適性検査は、現に有する最上位の免許の運転に必要な運転適性について規則第29条第8項において読み替えて準用する規則第23条第1項の規定により実施すること。

イ 適性検査の結果、合格基準に達したときは、運転免許証更新申請書の適性検査結果欄に現に有する最上位の免許に係る最低合格値を記載するものとし、総合判定の該当項目を丸で囲むこと。

なお、身体の状態に応じて条件を付与、解除又は変更するときは、運転免許証更新申請書に免許の条件の付与等の内容及び付与する全ての条件コードを記載すること。

ウ 適性検査の結果、規則第29条第8項において読み替えて準用する規則第23条第1項に規定する合格基準に達しないものの、現に有する他の免許又は下位の免許の合格基準に達したときは、当該合格基準に達した免許の種別に応じて更新させることができる。

エ 前記ウの規定により合格基準に達した免許の種別に応じて更新申請を受理するときは、運転免許取消申請書（別記様式第2号）を提出させるとともに、規則第30条の9第4項に規定する申請による運転免許の取消通知書を作成し、当該申請を行った者に交付すること。

(4) 免許証の交付日の指定

ア 更新事務取扱警察署において更新申請を受理するときは、現に保有する免許証の備考欄に申請受理年月日、新たな免許証の引換交付日、新たな免許証を交付するまでの有効日、免許証の更新を受けようとする者の更新時講習の区分及び新たに付与、解除又は変更した条件を記載すること。

なお、有効日は、引換交付日後おおむね14日以内の期日とすること。

イ 更新事務取扱警察署で更新申請を行った者が、免許センター等で更新時講習を受講した場合は、当該免許センター等において現に保有する免許証の備考欄に更新時講習受講済みである旨を記載すること。

(5) 書面による教示事項の交付

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定により、優良運転者以外の者には、教示事項（別記様式第3号）を交付すること。

2 免許証の再交付

(1) 免許証の再交付の申請の受理

免許証の再交付（以下「再交付」という。）の申請を受理するときは、運転

免許証再交付申請書（別記様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出させ、再交付の理由等を確認すること。

なお、免許証の亡失又は滅失を理由とする場合は、運転免許証亡失・滅失等てん末書（別記様式第5号。以下「亡失等てん末書」という。）の提出を受けること。

(2) 記載事項変更届と同時の申請の受理

免許証の記載事項変更と同時に再交付の申請を受理する場合は、再交付申請書を提出させ再交付の理由等を確認し、免許証の亡失又は滅失を理由とする場合は、亡失等てん末書の提出を受けること。

なお、この場合の手数料は、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号。以下「手数料条例」という。）で定める免許証の再交付申請に係る手数料の額を徴収すること。

(3) 南三陸警察署における取扱い

南三陸警察署において、免許証の汚損又は破損による再交付の申請を受理したときは、当該免許証の写真、記載内容等が判別できるものについては、免許証の備考欄に再交付申請中である旨を朱書きすること。また、免許証の記載事項変更と同時に再交付の申請を受理する場合（免許証を亡失又は滅失したときを除く。）は5-1(1)に規定する事務を行うこと。

(4) 免許証の住所が他県の者からの住所変更と再交付の同時申請

再交付申請に係る免許証の住所が宮城県以外である者から免許証の住所の記載事項変更及び再交付の申請（免許証を亡失、滅失、汚損、若しくは破損した場合又は免許証の電磁的方法による記録を毀損した場合に限る。）を同時に受理したときは、旧住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して免許台帳の写しの送付を依頼し、再交付申請書の上部余白にその旨を朱書きするものとする。この場合において、南三陸警察署において受理したときは、県免許センターを通じて行うものとする。

(5) 更新と同時の申請の受理

免許証の更新と同時に再交付の申請を受理する場合は、運転免許証更新申請書及び質問票を提出させるとともに、再交付の理由等を確認し、免許証の亡失又は滅失を理由とする場合は、亡失等てん末書の提出も併せて受けること。この場合において、質問票に誤記等で訂正がある場合は、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等については是正を求めた場合で、免許証の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手續を打ち切ること。

なお、この場合の手数料は、手数料条例で定める免許証の更新申請に係る手数料の額を徴収すること。

3 免許証の作成及び交付

(1) 作成

免許証は、免許センター等において申請を受理したものにあっては当該免許センター等において、更新事務取扱警察署において申請を受理したものにあっては当該各警察署から関係書類の送付を受けて県免許センターにおいてそれぞれ作成すること。

なお、免許証を作成する際の備考欄は、運転免許証備考欄記載要領（別表第2。以下「記載要領」という。）により記載すること。

(2) 免許証の交付

ア 免許証は、原則として、申請を受理した免許センター等又は各警察署で交付するものとする。

イ 新たに免許を受けようとする者に対する免許証の交付は、受験票と引換えに行うこと。

ウ 免許証を現に受けている者に当該免許の種類と異なる種類の免許を与えた場合の免許証の交付は、受験票及び旧免許証と引換えに行うこと。

エ 免許証の更新を受けた者に対する免許証は、申請者が希望しない場合を除き、一部分に穴を空けた旧免許証とともに交付すること。ただし、免許証の更新を受けようとする者（免許証を亡失、盗難又は滅失した者を除く。）が手続中に当該免許証を紛失等したときは、旧免許証に代えて手続中の者からてん末書（別記様式第6号）の提出を受けて交付すること。

オ 再交付を受けた者（免許証を亡失、盗難又は滅失した者を除く。）及び申請取消しで一部の種類の免許を取得した者に対する免許証の交付は、旧免許証と引換えに行うこと。ただし、免許証の再交付を受けようとする者（免許証を亡失、盗難又は滅失した者を除く。）が手続中に当該免許証を紛失等したときは、旧免許証に代えて手続中の者からてん末書の提出を受けて交付すること。

(3) 代理人への交付

免許証の即日交付が困難な免許証に係る代理人への交付は、免許証の交付を受けようとする者本人からの委任状の提出を受けた上で、前記(2)の規定に準じて行うこと。

4 免許の条件等

(1) 申請の受理

ア 法第91条の規定により免許に条件を付された者の免許の条件の解除又は変更は、県規則第28条の運転免許の条件解除・変更申請書（以下「条件解除・変更申請書」という。）の提出を受けて行うこと。この場合において、検査の結果、免許の条件が解除又は変更となる基準に達したときは、条件解除・変更申請書に当該基準の最低基準値を記載するものとする。

イ 法第91条の2第1項の規定により条件の付与又は変更を受けようとするときは、運転免許条件申請書（別記様式第7号）の提出により行うものとする。

(2) 備考欄への記載

免許証の備考欄に、免許の限定解除に係る記載、免許の条件付与・変更に係る記載、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る経歴に係る記載、並びに初心運転者標識の免除証明に係る記載を行う場合は、記載要領により記載するものとし、併せて免許証 I C 追記装置により免許の条件の解除・付与又は変更の内容を電磁的に記録すること。

5 免許証の記載事項変更届の受理

(1) 記載事項変更届の確認及び電磁的記録

免許証の本籍・国籍等、氏名又は住所の記載事項の変更届出を受理する場合は運転免許証記載事項変更届（別記様式第8号）を、生年月日又は性別を修正する場合にあつては運転免許証記載事項変更届（生年月日修正）（別記様式第9号）を提出させ、記載内容及び規則第20条第2項の規定により添付又は提示された書類を照合確認するとともに、当該免許証の備考欄に記載要領により変更事項（本籍・国籍等は、変更した旨）を記載すること。また、併せて免許証 I C 追記装置により本籍・国籍等、住所その他の変更事項を電磁的に記録すること。

(2) 住居表示の変更による記載事項変更届

住居表示の変更により、免許証の本籍・国籍等又は住所に変更が生じた場合については、市町村の発行する住居表示新旧対照表等により変更内容が確認できるときは、前記(1)の規定による添付又は提示を省略させることができる。

6 免許証の返納届の受理

免許証の返納は、県規則第33条の3の運転免許証返納届（以下「運転免許証返納届」という。）を提出させ、その記載内容及び返納理由を確認して受理すること。この場合において、法第107条第1項各号に該当しない有効期間のある免許証については、申請取消しについて教示すること。

7 経由申請に係る免許証の更新申請の受理

(1) 経由更新申請の受理

ア 県免許センターにおいて、宮城県以外の都道府県公安委員会に係る免許証の更新申請を受理するときは、経由申請書（別記様式第10号）及び質問票を提出させ、経由申請をしようとする者が優良運転者であること及び経由申請をしようとする者の誕生日が経過していないことを更新連絡書等により確認した上で、当該免許証と経由申請書の記載内容を照合し、記載漏れ等及び当該都道府県の収入証紙（収入証紙を取り扱わない都道府県にあつては、確認印が押印された免許証更新手数料納入済通知書）が貼付されていることを確認し受理すること。

なお、質問票に記載漏れがある場合、質問票の誤記等の是正に応じない場合、申請用写真を添付していない場合、高齢者講習の受講対象者であつて高齢者講習終了証明書を添付していない場合その他経由申請に不備がある場合

は、当該経由申請をしようとする者にその旨を教示し、当該経由申請書を受理しないこと。

イ 経由申請により提出を受けた質問票で、回答欄の「はい」にチェックがあるときは、経由申請受理後、住所地を管轄する都道府県公安委員会から病気の症状等について聴取される旨を教示すること。

ウ 経由申請により提出を受けた免許証は、備考欄に経由更新手続中である旨を記載した上で、経由申請をしようとする者に返却すること。

エ 経由申請をしようとする者が更新時講習の受講を希望する場合は、手数料条例で定める講習手数料を徴収するとともに、受講後に経由申請書に講習済みである旨を記載すること。

(2) 適性検査の実施

ア 適性検査は、他の免許証の更新を受けようとする者と同様に実施し、適否の判断は行わず、検査結果について経由申請書の適性検査結果欄に記載すること。

イ 宮城県に住所を有する者で宮城県以外で経由申請をしたものが、免許の更新の可否の判断がされていない場合は、当該経由申請をした者に対して通知を行い、適性検査の再検査を実施すること。

(3) 関係書類の送付

経由申請により受理した関係書類は、経由申請をした者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付すること。

(4) 免許証の作成及び交付

経由申請に係る免許証は、県免許センターにおいて経由地公安委員会から送付を受けた適性検査結果通知書等の内容により運転免許証更新申請票を作成の上、経由申請をした者が運転することに支障がないと認めた日以降に作成し、経由申請した日から起算して3週間を経過した日から、経由申請をした者又はその代理人に交付すること。

8 暗証番号の照会及び閉塞解除

免許証の暗証番号の照会及び閉塞解除の依頼は、暗証番号照会・閉塞解除依頼書（別記様式第11号）及び免許証を提出させ、本人であることを確認して回答及び処理すること。

なお、各警察署で宮城県以外の都道府県公安委員会に係る免許証の暗証番号照会を受理した場合は、前記第4に規定する免許センターに警察電話ファクシミリにより照会を行い対応すること。

9 申請取消しの受理

(1) 受理基準

申請取消しは、次のいずれにも該当しない場合に行うこと。

ア 複数の種類の免許を持つ者が、下位免許の取消しのみを申請するとき。

イ 交通事故又は交通違反をし、免許の取消しの対象者に該当しているとき。

- ウ 交通事故又は交通違反をし、免許の停止の対象者又は違反者講習の対象者に該当しているとき。
- エ 臨時適性検査に係る免許の取消し又は停止の対象者に該当しているとき。
- オ 初心運転者講習又は再試験の対象者に該当しているとき。
- カ 若年運転者講習の対象者又は特例取得免許の取消しの対象者に該当しているとき。
- キ 申請取消しを行おうとする者から、交通事故又は交通違反を起こした旨の申出があり、今後免許の取消し又は停止を受けるおそれがあるとき。
- (2) 免許を受けた者から法第104条の4第1項の申出を受けたときは、当該申出に係る免許を与えることができる。
- (3) 申請の受理
- ア 申請に必要な書類
- (ア) 運転免許取消申請書、運転経歴証明書を同時に申請する場合は県規則第33条の2第2項の運転経歴証明書交付申請書(以下「交付申請書」という。)
- (イ) 免許証
- (ウ) 申請用写真(各警察署で受理する場合で、一部取消しのときに限る。)
- イ 申請受理方法
- (ア) 申請取消しを行おうとする者が真に免許の取消しを希望しているかどうかについてその意思を確認し、申請取消しを受けた者が当該免許を再取得するためには、新たに運転免許試験を受ける必要があることを教示すること。
- (イ) 運転免許取消申請書又は交付申請書を記載させ、記載内容に誤りがないかどうか、及び前記(1)の受理基準に該当するかどうかについて確認し、交付申請書の運転免許証コピー欄に免許証を複写すること。
- なお、申請者が希望すれば返納運転免許証の一部分に穴をあけて申請者に交付できることとする。
- (ウ) 免許センター等で受理する場合は、申請取消しを行おうとする者について、警察庁に対する免許証の番号並びに氏名及び生年月日による免許・不適格事実照会(以下「警察庁照会」という。)を行い、前記(1)の受理基準に該当するかどうかについて確認すること。各警察署で受理する場合は、前記第4に規定する免許センターに取消しを行おうとする者の警察庁照会を依頼し、前記(1)の受理基準に該当するかどうかについて確認すること。
- なお、いずれで受理した場合でも、前記(1)の受理基準に該当する場合は申請取消しを受理できないことに留意するとともに、その旨を申請者に説明すること。
- (エ) 代理人による申請を受理する場合は、申請者が記載した申請取消し等申請確認書(別記様式第12号)を提出させ、申請者の確実な取消しの意思を確認するとともに、記載の代理人の住所、氏名及び申請者との関係を確認

すること。その際、代理人の本人確認書類の写しを添付すること。

- (オ) 各警察署で受理した場合は、速やかに関係書類を前記第4に規定する免許センターに送付すること。

ウ 免許センターの回答要領

各警察署から照会依頼を受けたときは、速やかに警察庁照会を行うものとする。この場合において、前記(1)ーイからキまでに規定する基準に該当するときは、各取扱所属に照会し、その処理状況を確認した上で結果を回答すること。

(4) 取消通知書の交付

申請により免許を取消しする場合は、規則第30条の9第4項に規定する申請による運転免許の取消通知書を作成し、申請取消しを行おうとする者に交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書を同時に申請する場合を除き、申請取消し後の5年以内において、当該申請取消しを行おうとする者の申出により運転経歴証明書の交付をすることができる旨を教示すること。

(5) 一部取消しに係る免許証の作成及び交付

一部の免許取消しに係る前記(2)の申出を受けた場合は、申請者本人が申請する場合にのみ受理し、新たな免許証を作成して交付するものとする。この場合に、法第104条の4第1項後段の申出を受けたときは、手数料条例で定める交付手数料の額を徴収すること。

なお、各警察署にあっては、新たな免許証の交付は後日となることから、申請取消しに係る免許証の備考欄に現在申請取消手続中である旨を記載して交付すること。

10 国外運転免許証の交付申請の受理及び交付

(1) 国外運転免許証の交付申請の受理

国外運転免許証の交付申請は、前記第4に規定する免許センターにおいて、国外運転免許証交付申請書（別記様式第13号）を提出させ、その内容及び規則第37条の9第2項に規定する添付書類等を確認した上で受理すること。

(2) 国外運転免許証の代理申請

国外運転免許証の代理申請は、次に掲げる場合に限り受理すること。

ア 国外運転免許証の交付を受けようとする者が既に外国に渡航している場合で、その者が受けている免許証の有効期間がおおむね3か月以上で、かつ、その者との関係が明らかである親族等によって申請されるとき。

イ 国外運転免許証の交付を受けようとする者が一般社団法人日本自動車連盟に申請の代行を委任し、一般社団法人日本自動車連盟が申請するとき。

(3) 渡航証明

法第107条の7第2項の外国に渡航するものであることを証する書面は、次に掲げるものとする。

ア 旅券

- イ 船員手帳又は乗船通知
- ウ 渡航費用の支払能力を立証する書類の写し
- エ 公用旅券発給請求書の写し
- オ 公務により出張する公務員であるときは、その者の所属する長等が発行する渡航証明書
- カ 前記ア及びイに規定する書面を提出することができないときは、旅行業者等が発行する渡航証明書
- キ 前記(2)の国外運転免許証の代理申請の場合は、本人からの委任状及びその者が外国に渡航していることを証明する書面

(4) 国外運転免許証の返納の受理

国外運転免許証の返納を受理するときは、県規則第33条の3に規定する国外運転免許証返納届を提出させ、その記載内容及び返納理由を確認して受理すること。

第6 免許証の照会番号の付与

免許証の照会番号は、別途指定する番号により付与すること。

第7 免許証の保管

免許証を保管する場合は、新規、更新、併記及び再交付の別に免許証を区分し、施錠設備のある保管庫に収納すること。

第8 旧免許証の取扱い

併記、再交付（亡失、盗難又は滅失によるものを除く。）、申請取消し等で引換え交付により提出を受けた旧免許証は、警部補以上の階級にある警察官（相当職を含む。）の立会いの下に速やかに記載事項及び電磁的記録の内容が復元できないよう裁断して廃棄すること。

第9 更新申請手続が完了しなかった場合の免許証の取扱い

更新事務取扱警察署は、免許証の更新を受けた者が更新期間内に更新時講習を受講しなかった場合は、県免許センターに連絡の上、新免許証返納送付書（旧免許証の失効）（別記様式第14号）とともに交付する予定であった免許証を速やかに送付すること。

別表第1（第3関係）

運転免許証関係受付等一覧表

1 県免許センター

対象事務	受付曜日	受 付 時 間	備 考
更 新 (優 良)	日～金	8:30～10:00 13:00～14:00	土曜日及び休日（宮城県の休日を定める条例第1条第1項第2号及び第3号に規定する県の休日をいう。以下同じ。）は休務 受付時間には、更新申請と再交付申請を同時に行う受付及び経由申請に係る更新を含む。（日曜日、土曜日及び休日は休務）
更 新 (高 齢 者)	月～金 ----- 日	8:30～10:00 13:00～14:30 8:30～10:00 13:00～14:00	
更 新 (上記以外)	日～金	8:30～ 9:30 13:00～14:00	
再 交 付	月～金	9:30～11:00 14:00～15:30	
記載事項変更 (修正を含む) 暗証番号照会・ 閉塞解除依頼	日～金	9:00～12:00 13:00～16:00	更新申請と同時に行う記載事項の変更は、更新の受付時間に同じ。再交付申請と同時に行う記載事項の変更は、再交付の受付時間に同じ。
国外運転免許	月～金	9:30～11:00 14:00～15:30	日曜日、土曜日及び休日は休務
申 請 取 消 し	日～金	9:00～11:00 13:00～15:30	一部申請取消しは、日曜日、土曜日及び休日は休務。更新申請と同時に行う申請取消しは、更新受付の時間に同じ。
条 件 付 与 条 件 変 更 条 件 解 除	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00	日曜日、土曜日及び休日は休務

2 石巻免許センター、古川免許センター及び仙南免許センター

対象事務	受付曜日	受 付 時 間	備 考
更 新 (優良・高齢者)	日～金	8:30～10:00 13:00～14:00	土曜日及び休日は休務。日曜日は、石巻免許センター及び仙南免許センターは第1日曜日及び第3日曜日に、古川免許センターは第2日曜日及び第4日曜日に受付とする。 受付時間には、更新申請と再交付申請を同時に行う受付（日曜日、土曜日及び休日は休務）を含む。
更 新 (上記以外)	日～金	8:30～ 9:30 13:00～14:00	
再 交 付	月～金	9:30～11:00 14:00～15:30	日曜日、土曜日及び休日は休務
記載事項変更 (修正を含む) 暗証番号照会・ 閉塞解除依頼	日～金	9:00～12:00 13:00～16:00	日曜日の受付は、更新の受付開設日に限る。更新申請と同時に行う記載事項の変更は、更新の受付時間に同じ。再交付申請と同時に行う記載事項の変更は、再交付の受付時間に同じ。
国外運転免許	月～金	9:30～11:00 14:00～15:30	日曜日、土曜日及び休日は休務
申 請 取 消 し	日～金	9:00～11:00 13:00～15:30	一部申請取消しは、日曜日、土曜日及び休日は休務。更新申請と同時に行う申請取消しは、更新受付の時間に同じ。

条件付与 条件変更 条件解除	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00	日曜日、土曜日及び休日は休務
----------------------	-----	---------------------------	----------------

3 気仙沼警察署

対象事務	受付曜日	受付時間	備 考
更 新	日～金	8:30～ 9:30 13:00～14:00	土曜日及び休日は休務。日曜日は、第2日曜日に受付とする。 受付時間には、更新申請と再交付申請を同時に行う受付（日曜日、土曜日及び休日は休務）を含む。
再 交 付	月～金	9:30～11:00 14:00～15:30	日曜日、土曜日及び休日は休務
記載事項変更 (修正を含む) 暗証番号照会・ 閉塞解除依頼	日～金	9:00～12:00 13:00～16:00	日曜日の受付は、更新の受付開設日に限る。更新申請と同時に行う記載事項の変更は、更新の受付時間に同じ。再交付申請と同時に行う記載事項の変更は、再交付の受付時間に同じ。
申 請 取 消 し	日～金	9:00～11:00 13:00～15:30	一部申請取消しは、日曜日、土曜日及び休日は休務。更新申請と同時に行う申請取消しは、更新受付の時間に同じ。
条件付与 条件変更 条件解除	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00	日曜日、土曜日及び休日は休務

別表第2 (第5関係)

運 転 免 許 証 備 考 欄 記 載 要 領

項 目	内 容	記 載 例	備 考
運転免許の条件関係	法第91条の規定により条件を付与又は解除した場合	(元号) 00. 00. 00 条件付与 (眼鏡等) 宮城県公委	
	法第91条の2第2項の規定により条件を付与した場合	(元号) 00. 00. 00 条件付与 普通車はサポートカーに限る 宮城県公委	
免許証の記載事項変更関係	法第94条第1項の規定により記載事項を変更した場合	(元号) 00. 00. 00 住所〇〇市・・ 宮城県公委 I C本籍等変更関係 (元号) 00. 00. 00 本籍変更 宮城県公委 (元号) 00. 00. 00 本籍変更 I C 手続未済 宮城県公委 (元号) 00. 00. 00 I C 手続済 宮城県公委 (元号) 00. 00. 00 国籍等記録変更 宮城県公委	結婚等の理由で本籍・国籍等、住所又は氏名を変更した場合の表示
限定関係	法第91条の規定により付された条件を解除した場合	(元号) 00. 00. 00 条件解除 宮城県公委	免許証の備考欄に記載されている自動車等の限定の全部又は一部を解除した場合の表示
	法第91条の規定により付された車種限定又は車種限定を解除した場合	(元号) 00. 00. 00 普自二輪は小型二輪に限る 宮城県公委	125cc以下の二輪車が運転することができることの表示
		(元号) 00. 00. 00 普自二輪限定解除 宮城県公委	普通二輪免許 (小型に限る。) を有する者が限定解除審査に合格し、400cc以下の二輪車が運転することができることの表示
	法第91条の規定により付された条件を解除した場合	(元号) 00. 00. 00 準中型車限定解除 宮城県公委	準中型車免許 (5 tに限る。) を有する者が限定解除審査に合格し、車両総重量7. 5 t 未満・最大積載量3 t 未満の自動車を運転することができることの表示
	法第91条の2第	(元号) 00. 00. 00	普通車はサポートカ

	2項の規定により付された条件を変更した場合	普通車はサポートカーに限る 限定解除 宮城県公委	一に限る条件を有する者が限定解除審査に合格し、条件のない普通車を運転することができることの表示
免許経歴関係	法第71条の4第4項及び第5項に規定する自動二輪免許の免許経歴	大自二（元号）00年00月00日 宮城県公委 普自二（元号）00年00月00日 大自二（元号）00年00月00日（免許歴00日） 宮城県公委 普自二（元号）00年00月00日（免許歴00日） 宮城県公委	
初心運転者標識関係	法第71条の5に規定する初心運転者の遵守事項	初心運転者標識免除（普通） 宮城県公委 初心運転者標識免除（準中・普通） 宮城県公委	準中型免許又は普通免許を受けていた者で過去に当該免許を受けていた期間が通算1年に達しているものは、初心運転者標識を車に付けることを免除する表示
		準中型（元号）00年00月00日 宮城県公委	準中型免許の取得日を記載し、初心運転者期間の開始日を表示

教 示 事 項

この処分（運転免許更新処分）に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければならないこととされています。

運転免許証再交付申請書												記変	転入	再交付	申請日	
												51	A1	59	年 月 日	
宮城県公安委員会 殿												(兼記載事項変更届)			この紙を剥がし、写真を貼付してください。	
免許証番号														写 真 (3.0×2.4cm)		
登録年月日		年 月 日				登録番号						無帽・無背景 正面上三分身 6か月内撮影				
再交付理由		亡失 盗難 滅失 汚損 破損 修正 分割 本人希望 備考														
		1 1 2 3 4 5 6 7														
本人確認		住民票・保険証・マイナンバーカード・他(														
亡失等した免許証の内容	フリガナ										電話		携帯・自宅・その他			
	氏 名		(氏)				(名)				()		—			
	生 年 月 日		大正・昭和・平成				年 月 日				性 別		男・女			
	本籍・国籍等															
	住 所															
	免許の種類		大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け				型 型 中 通 自 自 特 付 引 型 型 二 二 二 二 引 二				交付年月日		年 月 日			
										照会番号						
										有効期限				年 月 日		
認証番号①						暗証番号②										

※ 認証番号①は、券面記載情報の確認に使用します。免許証番号の中央4桁(赤色斜線部分)が自動設定されます。別番号を希望する場合は、任意の番号4桁を記載してください。

※ 暗証番号②は、券面に記載のない本国籍と顔写真情報の確認に使用します。本人しか知り得ない秘密の番号4桁を記載してください。

変更届	変更する項目の番号を全て○で囲んでください。		1. 氏名 2. 本籍・国籍等 3. 住所(県内異動) 4. 生年月日				交付公安委員会		
			5. 住所(県外から転入)				宮城・		
	フリガナ						免許色		
	新氏名		(氏) (名)				金 青 緑 A B C		
新本籍・国籍等									
新住所		宮城県							

(この線から下には記載しないでください。)

折り曲げないでください。

氏名・生年月日		年 月 日 フリガナ									
本籍・国籍等											
住 所											
交 付		年 月 日									
まで有効											
免許の条件等											
免許証番号											
免許年月日	第一種免許	二・小・原	年	月	日	有無					
	第二種免許	その他	年	月	日	免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け				
			年	月	日		型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 型 型 二 二 二 二 引 二				

↑ 太枠内を確認してください。

台帳確認
受付

別記様式第5号（第5関係）

運 転 免 許 証 亡 失 ・ 滅 失 等 て ん 末 書									
年 月 日									
宮城県公安委員会 殿									
住 所	市 郡								
氏 名				生年月日	年 月 日				
連 絡 先	自宅	—	—	勤務先名称（ ）					
（ 電 話 番 号 ）	携帯	—	—	電話番号 — —					
亡失・滅失等の年月日時	年 月 日	午(前・後)			時	分	から		
	年 月 日	午(前・後)			時	分	までの間		
亡失・滅失等の場所(区間)									
亡失・滅失等した運転免許証	交付公安委員会	宮 城 県 （ ） 公 安 委 員 会							
	交 付 年 月 日	年 月 日							
	免 許 の 種 類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け							
		型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二 二 二 二							
亡失・滅失等の状況									
亡失・滅失等の届出状況	届出の有・無	届出年月日			年 月 日				
		届 出 先			警察署	交番・駐在所			
3か月以内の交通違反歴 人身事故歴	有・無	交通違反名（ ）							
		人身事故歴 回							
過去1年以内の再交付回数	0回、 1回、 2回、 3回以上(回)								
私は、運転免許証を2通持つことが道路交通法で禁止されていることや亡失等した運転免許証を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは理解しておりますので、これに違反しないことを誓います。 また、申請に当たり、次の注意事項は分かりました。 氏名									

注意事項

- 1 虚偽の申立てにより運転免許証の更新や再交付の申請を行った場合、処罰されます。
- 2 運転免許証の更新や再交付後に旧免許証を発見し、これを返納しないときは処罰されます。
- 3 このてん末書は、運転免許証の更新申請書又は再交付申請書に添付して提出してください。

受 理 日 時	月 日 午前・午後			時 分
受 理 者	所属	官職	氏名	

て ん 末 書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 (歳)

私は、 年 月 日頃の 午前 午後 時頃

(都道府県) (市区郡) おいて、

更新申請中の運転免許証を（紛失して 忘れて来て）しまいました。

今後このようなことがないように十分注意しますので、このてん末書をもって
申し上げます。

運転免許条件申請書（登録票付）

宮城県公安委員会殿		申請日	年 月 日		
フリガナ		生年月日	年 月 日	性別	男・女
氏 名					
電話番号	携帯 ・ 自宅 ・ その他 （ ） ー				
免許証の記載事項の変更の有無		有 ・ 無			

太枠内を記入してください。

.....（この線から下には記入しないでください。）.....

① 資料区分	条 変	登録年月日	年 月 日			
	5 8					
受けようとする 条件	普通車はサポートカーに限る	付与	⑩ 処理 区分			
			⑳ 条 件 コード			
		変更				
限定解除審査の結果						

登 録	受 付

収入証紙 ①	収入証紙 ②	収入証紙 ③	収入証紙 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

年 月 日

宮城県公安委員会 印

適性 検査 結果	視 力			左	右	両	深 視 力		回	実施結果	視 野	左		運動能力	・適 ・裏面記載	総合判定	適 適(付与) 適(解除) 適(変更)	検査担当官
		裸眼	合格					1回目	mm	右								
		矯正 メガネ コンタクト	合格					2回目	mm	計								
								3回目	mm									
								平均	mm									

年 月 日

暗 証 番 号 照 会 ・ 閉 塞 解 除 依 頼 書

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿
私が保有する 運転免許証について、次のとおり依頼します。

内 容	☐ 暗証番号照会 ☐ 閉塞解除依頼											
氏 名												
生 年 月 日	大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成 年 月 日 生 ま れ											
住 所	宮城県											
電 話 番 号												
免 許 番 号												

※ 担当者記入欄			
所 属		氏 名	

免 許 証 暗 証 番 号											
年 月 日											
殿											
認証番号 ①					暗証番号 ②						
										担 当 者	

申請取消し等申請確認書

1 次の事項を記入してください（申請者が記入してください）。

申請者	住所				
	(フリガナ)			生年月日	大・昭・平 年 月 日
	氏名 (旧姓)	氏(旧姓)	) 名	性別	男・女
	電話番号	自宅・携帯			

2 次の質問にお答えください（申請者が記入してください）。

- (1) 運転免許証を返納しますか。
(又は一部試験免除による運転免許の再取得を辞退しますか。)
- ☐ はい ☐ いいえ
- (2) 過去3年間以内に交通事故又は交通違反をしたことがありますか。
- ☐ はい ☐ いいえ
- (3) (2)で「はい」の方は交通事故又は交通違反の内容をお答えください。

年 月 日	場 所	事故・違反の内容
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

3 申請による運転免許の取消し、運転免許経歴証明書交付申請、運転免許経歴証明書記載事項変更、運転免許経歴証明書再交付申請及び返納の手続を代理人に委任する場合は、次の事項を記入してください（申請者が記入してください）。

※ 代理人の運転免許証等の写しを添付してください。

私は、申請による（・運転免許の取消し・運転免許経歴証明書交付・記載事項変更・再交付・返納）の手続を次の者に委任します。

年 月 日

氏 名（申請者）

住 所（代理人）

氏 名（代理人）

申請者との関係

国 外 運 転 免 許 証 交 付 申 請 書			
年 月 日			
宮 城 県 公 安 委 員 会 殿			
申請者氏名			
電 話 ()			
国外運転免許証の申請区分		A ・ B ・ C ・ D ・ E	
現 有 免 許 証 コ ピ ー 欄			
表		裏	

手 数 料 欄			
受給番号			担当者

太線内はパスポートどおりに記入してください。

旅券番号 NO. OF PASSPORT		発行年月日 DATE OF ISSUE	
氏 名 (N A M E)	名 (GIVEN NAME)	姓 (SURNAME)	性別 (SEX)
本籍・国籍等 (県 名)		出生地 (県 名)	
生 年 月 日		身長	
職 業			
渡 航 目 的	観光 ・ 仕事 ・ 留学 ・ その他 ()		
渡 航 先 (国 名)			
渡 航 予 定 日	月 日 頃		
渡 航 期 間	(約 間)		

別記様式第14号（第9関係）

年 月 日

交 通 部 運 転 免 許 課 長 殿

警察署長

新免許証返納送付書(旧免許証の失効)

旧免許証の有効期間が本日までである者に係る新免許証について、更新免許証未交付
台帳の写しを添えて送付します。

記

以下 人分